

直接搬入の受入案内ガイド

道央廃棄物処理組合 2024. 3. 1 版

令和6年4月1日から、家庭系一般廃棄物および事業系一般廃棄物の「直接搬入」の受入を開始します。

直接搬入とは…

ゴミステーションなどの収集を通さずに個々で排出したごみを直接処理施設に持ち込むこと

道央廃棄物処理組合を構成する千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町において発生したごみを、排出者本人や排出事業者が自ら処理施設へ持ち込むことが可能です。

直接搬入の方は、計量棟で本人確認をさせていただくほか、受入対象の廃棄物は可燃物のみであり、受入れ出来るごみの大きさも制限がありますので、この案内ガイドや「直接受入基準」をご確認の上、搬入される様をお願いします。

1. 道央廃棄物処理組合焼却施設について

所在地	千歳市根志越 2533-1
構成市町	千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町
受入時間	午前 8時30分 から 午後 4時30分まで
休日	日曜日 及び 1月1日から 1月3日

2. 受入対象廃棄物

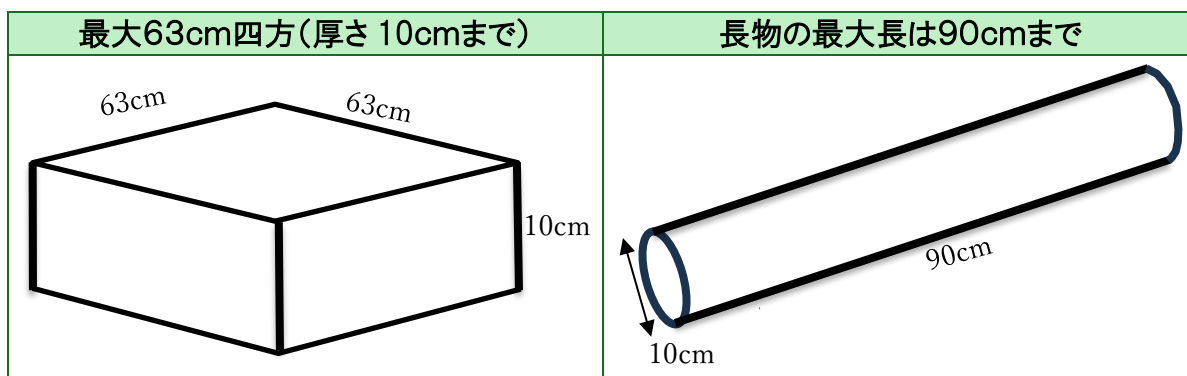
(1) 受入できる廃棄物の分別区分(家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物に共通)

排出元自治体区域	分別区分
千歳市	燃やせるごみ
北広島市	燃やせるごみ
南幌町	可燃ごみ
由仁町	可燃ごみ
長沼町	可燃ごみ
栗山町	燃やせるごみ

※産業廃棄物は、千歳市と産廃処理契約を結んだ廃棄物に限りますので千歳市環境センター(契約に関すること 0123-40-6969)にお問合せください。

(2) 受入できる廃棄物の大きさの目安

- 各自治体の指定ごみ袋や同等サイズのごみ袋に入ったものは受入できます。
(千歳市、北広島市、栗山町の方は指定ごみ袋に入れる必要はありません。)
(南幌町、由仁町、長沼町の方は必ず指定ごみ袋に入れてください。)
- ごみ袋に入れていない場合は63cm四方以下(厚さ10cm以下)が目安です。
- 長物の場合は最大長90cm以下(直径10cm以下)が目安となります。



事前に分別されていないものやサイズが目安よりも大きいものは当施設では受入できませんので、その場合の処理方法はごみ搬出元の自治体にお問合せください。

3. 廃棄物処理手数料

- 計量棟において、道央廃棄物処理組合を構成する各自治体(千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町)が定めた処理手数料を徴収します。
- 処理手数料の徴収は、各自治体と手数料徴収に係る事務委託契約を締結した焼却施設運営事業者が各自治体の定めに従い実施します。
- 手数料に関することは各自治体の担当部署へお問合せください。

自治体名	自治体の担当部署	連絡先
千歳市	千歳市環境センター	0123-23-2110
北広島市	北広島市市民環境部環境課	011-372-3311
南幌町、由仁町、長沼町	南空知公衆衛生組合	0123-88-3900
栗山町	栗山町環境政策課	0123-73-7511

- 千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用やごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入できません。
- 南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。
- 産業廃棄物は千歳市と産廃処分契約を結んだものに限ります。
- 各自治体の廃棄物処理手数料を、参考資料 廃棄物処理手数料に示します。

4. 搬入条件

(1) 家庭系一般廃棄物の場合

- (ア) ごみ排出元の住宅が組合構成市町区域内にあること。
- (イ) 搬入者本人がごみ排出元の住宅に居住していること。例外として、特別な事情により居住地が異なる場合は、アの自治体から「**搬入対象者確認書**」の交付を受けていること。
- (ウ) アの自治体の分別区分に従って、事前にごみが分別されていること。
- (エ) 「2 受入対象廃棄物の(1)および(2)」に該当する廃棄物であること。
- (オ) 「**ごみ搬入申込書**」の必要事項と同意事項に記入していること。
- (カ) **運転免許証(運転履歴証明証含む)**または**マイナンバーカード**により、顔写真による搬入者の本人確認と居住地確認ができること。
例外として、特別な事情がある場合は左記の代わりに、構成市町から交付を受けた「**搬入対象者確認書**」を提示すること。

《特別な事情の例》

- 運転免許証は取得しておらず、マイナンバーカードは紛失して再交付手続き中である。
- 行政区域外に住んでいるが亡くなった親族の家の整理で排出したごみを搬入したい。
- 行政区域外に住んでいるが行政区域内に別荘があり、そこで排出したごみを搬入したい。

など

(2) 事業系一般廃棄物の場合

- (ア) ごみ排出元の事業所が組合構成市町区域内にあること。
- (イ) アの自治体の分別区分に従って、事前にごみが分別されていること。
- (ウ) 「2 受入対象廃棄物の(1)および(2)」に該当する廃棄物であること。
- (エ) 「**ごみ搬入申込書**」の必要事項と同意事項に記入していること。
- (オ) **運転免許証(運転履歴証明証含む)**または**マイナンバーカード**により顔写真による搬入者の本人確認ができること。

(3) 産業廃棄物の場合

千歳市と産廃処理契約を結んだ場合のみ該当しますので、千歳市または道央廃棄物処理組合にお問合せください。

千歳市環境センター	契約に関すること	0123-40-6969
	分別・その他に関すること	0123-23-2110
道央廃棄物処理組合事務局施設課		0123-25-5331

5. 受け入れ手順

次の4パターンについて説明します。

- (1) 家庭系一般廃棄物(通常の場合)、
- (2) 家庭系一般廃棄物(搬入対象者確認書が必要な場合)、
- (3) 事業系一般廃棄物、
- (4) 産業廃棄物

(1) 家庭系一般廃棄物(通常の場合)

組合構成市町内で発生した自己の家庭系一般廃棄物を直接搬入する場合は、

《提出書類》○「**ごみ搬入申込書**」

順	項目	内容
1	廃棄物の分別など	直接搬入する前に各市町の分別区分に従って廃棄物を必ず分別してください。
2	ごみ搬入申込書の記入	「 ごみ搬入申込書 」に必要事項を記入してください。 ※「 ごみ搬入申込書 」は施設(計量棟)で配布するほか、 組合や各市町のホームページからもダウンロードできます。
3	直接搬入の受付	「 ごみ搬入申込書 」を計量棟受付に提出してください。
4	搬入受付での確認	計量棟で搬入者の確認をさせていただきます。 受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、 運転免許証またはマイナンバーカード により排出者及び搬入者の確認を行います。
5	廃棄物搬入	受入可能と判断された場合は、廃棄物の重量を計量後、職員の誘導に従って荷下ろし場所までお進みください。 荷下ろし場所で職員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。 ※ 受入不可と判断された場合は施設内には進めません。
6	手数料の支払い	計量棟に移動して計量した後、手数料をお支払いください。 ○参考資料 廃棄物処理手数料 を参照してください。

注意

- ◆ 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合は受入できません。
- ◆ 廃棄物は居住する自治体の分別区分に従い、必ず事前に分別してください。
- ◆ 千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入できません。
- ◆ 南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。

(2) 家庭系一般廃棄物(搬入対象者確認書が必要なケース)

運転免許証やマイナンバーカードを所持していない、または何らかの事情で住所変更手続きがなされていない、もしくは亡くなった方の家庭系一般廃棄物を直接搬入するなどの特別な事情により居住地・本人確認ができない場合です。

<p>《特別な事情の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証は取得しておらず、マイナンバーカードは紛失して再交付手続き中である。 ● 行政区域外に住んでいるが亡くなった親族の家の整理で排出したごみを搬入したい。 ● 行政区域外に住んでいるが行政区域内に別荘があり、そこで排出したごみを搬入したい。 など

《提出書類》○「**ごみ搬入申込書**」 ○「**搬入対象者確認書**」

順	項目	内容
1	廃棄物の分別など	直接搬入する前に各市町の分別区分に従って廃棄物を必ず分別してください。
2	搬入対象者確認書の交付	居住している(していた)市町の廃棄物担当窓口にて、「 搬入対象者確認書 」の交付手続きをしてください。 市町の廃棄物担当窓口で受入可能と判断された場合、「 搬入対象者確認書 」が交付されます。
3	ごみ搬入申込書の記入	各市町で交付された 搬入対象者確認書 を持って、焼却施設にお越しいただき、「 ごみ搬入申込書 」に必要事項を記入してください。 ※「ごみ搬入申込書」は施設(計量棟)で配布するほか、組合や各市町のホームページからもダウンロードできます。
4	直接搬入の受付	「 搬入対象者確認書 」と「 ごみ搬入申込書 」を計量棟受付に提出してください。
5	搬入受付での確認	計量棟で搬入者の確認をさせていただきます。 受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、排出者及び搬入者の確認を行います。
6	廃棄物搬入	受入可能と判断された場合は、廃棄物の重量を計量後、職員の誘導に従って荷下ろし場所までお進みください。 荷下ろし場所で職員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。 ※受入不可と判断された場合は施設内には進めません。
7	手数料の支払い	計量棟に移動して計量した後、手数料をお支払いください。 ○参考資料 廃棄物処理手数料 を参照してください。

注意

- ◆ 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合は受入できません。
- ◆ 廃棄物のごみ排出元自治体の分別区分に従い、必ず事前に分別してください。
- ◆ 千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入できません。
- ◆ 南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。

(3) 事業系一般廃棄物

組合構成市町内で発生した事業系一般廃棄物を直接搬入する場合は、

《提出書類》○「**ごみ搬入申込書**」

順	項目	内容
1	廃棄物の分別など	直接搬入する前に各市町の分別区分に従って廃棄物を必ず分別してください。
2	ごみ搬入申込書の記入	「 ごみ搬入申込書 」に必要事項を記入してください。 ※「 ごみ搬入申込書 」は施設(計量棟)で配布するほか、組合や各市町のホームページからもダウンロードできます。
3	直接搬入の受付	「 ごみ搬入申込書 」を計量棟受付に提出してください。
4	搬入受付での確認	計量棟で搬入者の確認をさせていただきます。 受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、 運転免許証 または マイナンバーカード により排出者及び搬入者の確認を行います。
5	廃棄物搬入	受入可能と判断された場合は、廃棄物の重量を計量後、職員の誘導に従って荷下ろし場所までお進みください。 荷下ろし場所で職員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。 ※ 受入不可と判断された場合は施設内には進めません。
6	手数料の支払い	計量棟に移動して計量した後、手数料をお支払いください。 ○参考資料 廃棄物処理手数料 を参照してください。

注意

- ◆ 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合は受入できません。
- ◆ 廃棄物は事業所が所在する自治体の分別区分に従い、必ず事前に分別してください。分別されていない場合は受入できません。
- ◆ 千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入できません。
- ◆ 南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。

(4) 産業廃棄物

千歳市と産廃処理契約を結んだ場合のみ該当しますので、千歳市または道央廃棄物処理組合にお問合せください。

千歳市環境センター	契約に関すること	0123-40-6969
	分別・その他に関すること	0123-23-2110
道央廃棄物処理組合事務局施設課		0123-25-5331

6. 搬入・搬出の流れ



- ① 市道根志越長都線側の入口から入場し、計量棟へ進みます。
- ② 計量棟で重量を計測し、焼却施設へ進みます。
- ③ 焼却施設3階のプラットホームで、ごみを降ろします。
- ④ ごみを降ろし終えたら、焼却施設を出て、計量棟に進み「ごみの処理手数料」を支払います。
- ⑤ 計量棟を出て、道道967号:馬追原野北信濃線側の出口から退場します。

※ 場内は一方通行です。
案内に従って走行して下さい。